

「相模原市公共下水道管路施設維持管理業務委託（南区）」入札説明書等に関する質問への回答（令和 7 年 9 月 1 0 日回答分）

No.	書類	項	項目				質問	回答	
1	入札説明書	4	3	(2)	ア	(オ)	c	「c 各構成員の出資比率は、要件に付さないものとする。」との記載がありますが、本業務におけるJV内の出資比率には1構成員あたり最低5%などの最低値は無いという認識でよろしいでしょうか。	本業務では、各構成員の出資比率について、最低5%などの最低値は設けておりません。ただし、担当する業務の実施量等に加え、共同企業体として構成員が連帯責任を負うことを考慮し、実態に即したものとすることが望ましいと考えております。
2	入札説明書	4	3	(2)	ア	(オ)	e	「本業務と同時期に総合評価一般競争入札を実施する相模原市公共下水道管路施設維持管理業務委託（緑区・中央区）に参加する場合、同委託の共同企業体構成員と本業務における共同企業体構成員が双方で2者以上異なる構成の企業体とすること」とあるが、他方を応募する企業体は代表が同じでも構成員が異なるため別の企業体になるのではないのでしょうか。	別の企業体になりますが、本業務と同時期に総合評価一般競争入札を実施する相模原市公共下水道管路施設維持管理業務委託（緑区・中央区）に参加する場合、同委託の共同企業体構成員と本業務における共同企業体構成員が双方で2者以上異なる構成の企業体としてください。
3	入札説明書	5	3	(2)	イ	(セ)		「（セ）参加事業者は、局地的な大雨に対する作業環境の安全性の確保にあたり、下水道管路更生管理技士、下水道管路管理専門技士又は下水道管渠更生施工管理技士を配置し、適正な業務の進捗を図ること。」との記載がありますが、構成員のうち1社が上記の技術者を配置すればよいという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	入札説明書	6	5	(1)	ア	(ウ)		同種業務実績調書の業務内容：修繕（緊急含む）について、実績として市役所1本工事の下水道管更生や開削工事の内容をあげても申請資格審査に問題はございませんでしょうか。	問題ありません。ご提出いただいた実績を基に、本業務における修繕（緊急含む）と同種であるかどうかを判断いたします。
5	入札説明書	9	6	(3)				「（3）過去の実績による契約保証金免除については、履行期間全体の総額を基準に判断する。」との記載がありますが、契約書第4条に基づき判断するという認識でよろしいでしょうか。	契約書第4条に記載のとおり、「受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければ」なりませんが、同条第1項第1号に規定する「契約保証金の納付」については、過去の実績を踏まえて契約保証金の納付を免除することができる場合があります。この場合、本業務の履行期間である4年間の契約限度金額の総額を基準に実績の有無を判断することになります。
6	契約書（案）	3						契約限度金額内訳書（案）を作成するには、年度ごとの業務量が必要になります。各年で想定している数量を提示していただけますでしょうか。また、年度ごとの制約（上限値等）がありましたらご教示ください。	年度ごとの業務量については、履行期間において【別紙1】業務概要の3に記載している実施数量を完了することができる計画を受注者が作成し、発注者の承諾を得た上で当該計画に基づき契約限度金額内訳書を作成していただきます。なお、管内点検（目視）については、実施数量に対し各年度15%以上としてください。
7	契約書（案）	4	第1条	1				「設計図書（要求水準書、技術提案書及びその他関係書類をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。」との記載がありますが、その他関係書類には、質問に対する回答も含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	契約書（案）	8	第22条	3				天災等により業務が一時中断した場合、当該中止期間の委託料はお支払いいただけるとの認識でよろしいでしょうか。	契約代金は履行実績に応じて四半期ごとに支払うことを基本としますが、天災等により業務が一時中断した場合においては、発注者と受注者が協議し、支払対象や支払方法等を定めるものと考えております。
9	契約書（案）	9 10	第28条 第28条	1 5 6				スライド条項（第1項）、単品スライド条項（第5項）、インフレ条項（第6項）において用いられる物価指数を具体的に（日銀の物価指数など）ご教示ください。	積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本として考えております。
10	契約書（案）	10	第28条	5 6				単品スライド条項（第5項）、インフレ条項（第6項）における変動の判定は、「入札書・技術提案書を提出した日」を起算日として判定していただけたとの認識でよろしいでしょうか。	変動前の価格を算出するための単価は、予定価格を算出する際に用いた単価とすることを基本として考えております。
11	契約書（案）	10	第28条	5 6				第5項の特別な要因や第6項の特別な事情と記載がありますが、物価上昇が激しい現状を踏まえすと、それが特別な状況として扱われない懸念がございますが、お考えをご教示ください。	発注者又は受注者からの請求をもって協議し、判断いたします。
12	契約書（案）	10	第29条	1				消費税及び地方消費税の変更に伴う費用増加は、発注者が全額負担していただけたとの認識でよろしいでしょうか。	消費税率の引き上げに関しては、市全体としての方針に従い対応してまいりたいと考えております。
13	要求水準書	4	第1章	17	(2)			「（2）受注者は、本業務の実施にあたり、第三者に損害を与えたときは、発注者の責めに帰すべき場合を除き、その復旧及び賠償に全責任を負わなければならない。」との記載がありますが、不可抗力により第三者に損害が生じた場合、受注者は損害賠償の責任は負わないとの認識でよろしいでしょうか。仮に、受注者が損害賠償の責任を負わなければならないとの見解の場合、当該責任を負担する法的な根拠をご教示ください。	第三者に及ぼした損害や不可抗力による損害に関する責任負担については、契約書（案）第32条や第33条を踏まえ、発注者と受注者が協議の上、判断するものと考えております。
14	要求水準書	4	第1章	19				貴市で管理している施設内に事務所を借用することは可能でしょうか。	協議を踏まえ判断いたします。
15	要求水準書	4	第1章	19				「受注者による業務事務所の設置は任意とする」とありますが、設置する場合、業務事務所に関する届け出は必要なのでしょうか。その場合の必要書類についてご教授ください。	届け出は不要です。
16	要求水準書	5	第1章	25				用語の確認です。発注者が行うものは、「モニタリング」、受注者が行うのは「セルフモニタリング」と認識してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	要求水準書	6	第1章	25	(4)	ア		発注者の定期モニタリングは、業務報告書を提出する時期とありますが、「第3章 業務内容 2（2）」に示されている、年間、四半期、履行状況（月末）のどの時期を想定しているか教えてください。	年間、四半期、月末のそれぞれで実施することを想定しています。

No.	書類	項	項目				質問	回答
18	要求水準書	6	第1章	26			【別紙１０】リスク分担の考え方は、抽象的な表現が多いため具体例を示していただきたい。例えば、法令変更に関して「本業務のみならず広く一般に適用される法令変更や新規立法のリスク」が受注者だけにチェックがありますが、リスクの内容については具体性が無く受注者だけで良いのか判断がつきません。	「本業務のみならず広く一般に適用される法令変更や新規立法のリスク」の具体例としては労働基準に関する法制度の変更が挙げられ、例えば労働時間の上限規制が設けられた場合は、業務量が同じであっても受注者において増員等が必要になる場合があると考えております。別紙１０はリスク分担の考え方を示しておりますが、疑義が生じた点については、必要に応じて発注者と受注者で協議したいと考えております。
		別紙10						
19	要求水準書	7	第1章	27	(3)		「協議開始から１４日以内に単価合意が成立した場合、『単価合意書』を締結する」とありますが、契約当初に締結した単価は、事業期間４年間は固定され、インフレスライドを考慮した単価の見直しは行わないのでしょうか。	契約書（案）第２８条に基づき、発注者又は受注者は、賃金又は物価が変動した場合の契約変更（単価の見直し）にあたり、相手方に対し、契約限度金額の変更を請求することができます。
20	要求水準書	7	第1章	27	(5)		「未契約の工種」とは要求水準書に示されていない別業務のことでしょうか。具体的な内容を提示していただくことは可能でしょうか。	未契約の工種は主に修繕業務で生じることが想定され、具体的にはマンホール躯体の修繕等が挙げられます。
21	要求水準書	11	第3章	2	(2)		各業務報告の書式があればご提示いただきたい。	書式はございません。契約締結後、発注者と受注者が協議し、各業務報告の詳細について取り決めたいと考えております。
22	要求水準書	11	第3章	2	(3)	ア	「四半期ごとに支払うことを基本とする」とありますが、本業務規模になると契約金額も多額になる且つ、緊急対応等での想定外規模の施工等などが発生する可能性も考えられますので、支払いサイクルをもう少し短く設定していただく事は可能でしょうか。	支払時期について協議することは可能です。
23	要求水準書	12	第3章	3	(1)	エ	「業務指標（目標値）は、実施数量に対し各年度１５％以上とする」とありますが、各年度の計画数量に対する実施数量が１５％以上ということでしょうか。その場合、計画数量をご提示いただきたい。	管内点検（目視）の履行期間における実施数量１８，０８８箇所に対し、各年度１５％（２，７１４箇所）以上ということになります。
24	要求水準書	16	第3章	3	(3)	エ	汚泥等の産業廃棄物の排出事業者は貴市になる理解で宜しいでしょうか。	本業務の発注者と受注者は、両者一体の排出事業者であると考えております。
25	要求水準書	17	第3章	3	(4)	ウ	応札価格は、本業務の総価であり、内訳書等の添付が必要ないものと理解をしております。 要求水準書では、「施設修繕の費用は直接作業費で５，０００万円を想定している。」と記載されていますが、これを下回る想定で応札をして落札した場合に、委託契約書締結後に受注者が提出する業務費内訳書に、修繕費の直接工事費が５，０００万円を下回っていた場合には、契約解除要件に該当しますでしょうか。	入札価格は施設修繕の費用を直接作業費で５，０００万円含んだものとし、業務費内訳書に記載する施設修繕の小計も５，０００万円としてください。
26	要求水準書	17	第3章	3	(4)	エ	「エ 費用の確定」で人孔蓋修繕を除き、「１件あたり４００万円（消費税および地方消費税含む）」とありますが、緊急性が高く１件で４００万円を超える修繕が発生した場合、業務対象外となるのでしょうか。もしくは変更を認めていただけるのでしょうか。その際の提案書（修繕等費用の根拠資料等）は、各案件ごとに提出するのでしょうか。	１件あたり４００万円を超える修繕が発生した場合には、緊急性等を踏まえ本業務において対象とするかどうかを判断します。その際の提案書は案件ごとに提出していただきます。
27	要求水準書	20	第3章	4	(4)	ア	提示されている研修内容（テーマ）はあくまでも参考という認識でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	要求水準書	20	第3章	4	(4)	ウ	「２年連続で同じ内容とならないように配慮する」とこととありますが、例えば１年目と３年目の内容が同じものでも良いのでしょうか。（貴市職員の異動等による入れ替わりを想定し、同じテーマの開催も想定されるため。）	１年目と３年目の研修内容が同じ内容であっても構いませんが、３年目の内容は最新のものにブラッシュアップするなどの対応をお願いします。
29	要求水準書	20	第3章	4	(5)		今後の事業展開に向けた提案は、「令和９年度上半期を目途に提案及び報告」とありますが、令和８年に事業を開始して、１年間の調査結果を基にした提案となりますが、それでよろしいのでしょうか。	その認識で問題ございません。
30	要求水準書	21	第4章	1			「引継ぎについて発注者と協議する」とありますが、具体的に必要な資料等はどのようなものを想定していますか。	要求水準書の内容ごとに引継文書を作成し、また発注者が指示する者への技術指導を行うことなどを想定しております。
31	要求水準書	別紙１		3			実施数量において、年間上限数量は定められていますか。定められている以上の数量を実施し、成果物を収めた場合、契約限度金額以内であれば請求は可能でしょうか。	年間上限数量の定めはありません。各年度の契約限度金額の範囲内であれば請求することができます。
32	要求水準書	別紙１		3	(1)		管内調査（ＴＶカメラ・潜行目視）の数量が46km（予定）とされていますが、統括管理業務の「今後の事業展開に向けた提案」の業務内容として「受注者は、本業務で実施した管内点検、管内調査等の各種業務で得られた結果を基に、本業務の修繕における対応の可否の検討や、５年以内に改築を実施する必要がある路線の抽出を行い、業務における過年度の結果を含めて対応の優先順位を設定した上で、年間業務報告書と合わせて、実施時期や概算費用等を提案するものとする。なお、その際は、対応不可な箇所も含めて、管きょの仕様のほか、診断結果（抽出した理由、根拠等）、位置図等の情報も併せて提出するものとする。」との記載があります。対象数量も同様と考えてよいでしょうか。また、年間の対象数量をご教示願えますでしょうか。	本業務で実施した管内点検、管内調査等の各種業務で得られた結果を基に、本業務の修繕における対応の可否の検討や、５年以内に改築を実施する必要がある路線を抽出することにより、対象数量を確定することになります。
		20	第3章	4	(5)			
33	要求水準書	別紙１ 別紙12					業務概要にて実施数量（予定）が定めてあるが、予定数量を超えた場合（汚泥処分費等含む）、契約額以内であれば実施し請求可能との認識でよいか。	各年度の契約限度金額の範囲内であれば請求することができます。
34	要求水準書	別紙３ 別紙４					【別紙３】及び【別紙４】にそれぞれ記載している業務計画書の違いをご教授ください。	【別紙３】及び【別紙４】ともに要求水準書の第３章２（１）の業務計画書となりますが、【別紙４】では、業務着手前に提出した業務計画書を変更する場合の留意点を記載しております。

No.	書類	項	項目				質問	回答
35	要求水準書	別紙 6	2 3				統括管理責任者については業務実施体制の2、3の条件を満たせば、公民連携業務経歴の有無は必須ではなく、要求水準書上は条件を満たしている認識で問題ありませんか。	公民連携業務経歴を有することは必須の条件ではありません。
36	要求水準書	別紙 6	7				下水道管路管理専門技士は複数の部門（調査・清掃・修繕改築）に分かれています。どの資格保有者が対象でしょうか。どの部門でも一つ所有していれば問題ないでしょうか。	いずれかの部門の資格保有者であれば問題ありません。
37	要求水準書	別紙 6	7				「受注者は、局地的な大雨に対する作業環境の安全性の確保にあたり、下水道管路更生管理技士、下水道管路管理専門技士又は下水道管渠更生施工管理技士を配置し」とありますが、資格者は、構成メンバー内で配置できれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	資格者は、参加企業又は共同企業体を構成する企業の中から配置してください。
38	要求水準書	別紙 7					「相模原市公共下水道事業ストックマネジメント実施方針 管路施設編 令和2年4月 報告書」とございますが、最新版の報告書でしょうか。	令和7年3月に見直しましたので、最新版の資料を貸与いたします。
39	要求水準書	別紙 10					このリスク分担表は、抽象的な表現が多く責任の所在が曖昧ですので、再考いただきたい。	当該リスク分担表はリスク分担の考え方を示したものであり、責任の所在については、発注者と受注者が協議のうえ定めるものと考えております。
40	要求水準書	別紙 10	法令 変更	4			「広く一般的に適用される法令変更や新規立法」の具体例を提示していただきたい。	具体例としては労働基準に関する法制度の変更が挙げられ、例えば労働時間の上限規制が設けられた場合は、業務量が同じであっても受注者において増員等が必要になる場合があると考えております。
41	要求水準書	別紙 10	第三者 賠償	12			「上記以外」とは具体的にどのような事象を想定しているか提示してほしい。	具体例として、点検や調査後に人孔蓋が十分に閉塞されていなかったことを原因として第三者が転倒し損害を及ぼした場合などは、受注者が負担するものと考えております。
42	要求水準書	別紙 10	施設 契約 不適合	18			「上記以外」とあるが、貴市がこれまでに調査済である施設が不適合だった場合はどうなるのかご教授いただきたい。	本市がこれまでに調査済みである施設が不適合だった場合は、受注者にリスク分担を求めないものと考えています。なお、受注者が善良な管理者の注意義務を怠っていたときは、受注者に負担を求める場合も考えられます。
43	落札者決定基準	1	4				技術評価採点は、絶対評価となりますでしょうか、それとも参加者の技術提案書を比較しての相対評価となりますでしょうか。	絶対評価もしくは相対評価のいずれかで採点することが決まっているわけではなく、落札者決定基準の4に記載のとおり、「『技術評価点採点基準』における『提案評価の着眼点』の内容に応じて、『配点』欄の点を最大値として配点」します。
44	落札者決定基準	3	3	(1)			「3 地域経済・地域貢献」における市内業者とは納税を行っている事業所という理解でよろしいでしょうか。	市内企業とは相模原市内に本店を有する企業となります。
45	落札者決定基準	5	10				下水道DX技術の導入についての提案は、ご採用いただける場合には別途予算措置を講じて頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	技術提案書作成要領の2（7）に記載のとおり、「提案に当たっては、入札書に記載した金額の範囲内で実現可能なものを記載すること。また提案内容において要求水準書等にはない追加事項等がある場合、入札書に記載した金額に含まれる経費として全て落札者の負担」となるため、別途予算措置を講ずる予定はありません。
46	その他						設計変更の場合、変更金額の上限はあるのでしょうか。あるとしたら上限をご教示ください。	上限をお伝えすることはできません。
47	その他						4年間で業務を完了させなくてはなりませんが、1年ごとに作業数量が変動してもよいのでしょうか。それとも年間の作業数量は決まっているのでしょうか。ご教示ください。	管内点検（目視）の履行期間における実施数量18,088箇所に対し、各年度15％（2,714箇所）以上という業務目標を満たしていれば、1年ごとに作業数量が変動しても問題ありません。